

鶴ヶ島市国民保護協議会条例

平成18年3月23日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、鶴ヶ島市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、国民の保護のための措置を担当する課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表防災会議委員（注）の項の次に次のように加える。

国民保護協議会委員（注）	日額 7,200 円	円 1,900	円 37	円 2,200
--------------	------------	------------	---------	------------

